

別表：総合型地域スポーツクラブ設立準備補助事業

市町村体育協会等が総合型地域スポーツクラブの設立に向けて実施する下記の事業とする。

事業名	補助対象経費	補助率 又は 補助額	補助金交付申請書 提出期限
①設立準備委員会の開催	総合型クラブ設立準備委員会、運営委員会等の開催に係る旅費交通費、事務用消耗品費、資料印刷製本費、会場使用料、通信費等事業に直接要する経費	10/10 以内 500,000 円 以内とする。	令和4年 5月31日 (火)
②設立総会の開催	総合型クラブ設立総会、運営委員会等の開催に係る事務用消耗品費、資料印刷製本費、会場使用料、通信費等事業に直接要する経費		
③調査活動の実施	地域住民に対する意識調査、ニーズ調査、実施状況調査等の実施に係る印刷製本費、事務用消耗品費、配布のための通信費、調査に係る事務補助員の謝金等事業に直接要する経費		
④広報活動の実施	会報誌や会員募集用パンフレットの作成等設立総会に向けて地域住民に対する広報活動の実施に係る印刷製本費、事務用消耗品費、配布のための通信費等事業に直接要する経費		
⑤先進総合型クラブの視察調査の実施	設立総会に向けて県内外の先進総合型クラブの視察調査に係る参加者の旅費交通費、講師謝金や資料購入のための消耗品費等事業に直接要する経費		
⑥講習会・研修会の開催・参加	総合型クラブを運営する中心的な役割を担う役員及び指導員、クラブマネージャーの資質向上を図るため、講習会・研修会を開催し、また外部の講習会・研修会に参加するための講師謝金、旅費交通費、参加料、資料代、事務用消耗品費、会議室使用料、通信費等事業に直接要する経費		
⑦スポーツ教室やスポーツ交流大会等のプレ事業の開催	設立後に想定している事業をプレ事業として行うスポーツ教室やスポーツ交流大会等の開催に係る講師謝金・旅費交通費、消耗品費、開催要項等の印刷製本費、会場使用料、使用料・賃借料、参加者に対する通信費等事業に直接要する経費		
⑧準備委員会等の事務処理	準備委員会等の事務担当者に対する人件費。ただし、事務担当者が他に正職員として職業を得ている場合は、対象外とする。		
⑨事務所開設に係る工事費等	事務所を立ち上げるための電話回線・インターネット回線工事費及びその回線使用料。ただし、個人所有の事務所は対象外とする。		